

岩手県告示第696号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量を実施する旨国土地理院長から次のとおり通知があった。

。

平成28年8月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 基本測量を実施する地域 宮古市、大船渡市、久慈市、釜石市、二戸市、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、下閉伊郡岩泉町、下閉伊郡田野畑村、下閉伊郡普代村、九戸郡野田村及び九戸郡洋野町
- 2 基本測量を実施する期間 平成28年9月2日から平成29年3月31日まで
- 3 実施する基本測量の種類 基本測量（防災対策地域水準測量作業）